

公認心理師及び臨床心理士資格の取得を希望している方へ

令和6年（2024年）6月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（以下「こども性暴力防止法」（※）という。）が成立しました。

この法律の施行予定日である令和8年（2026年）12月25日以降、公認心理師資格や臨床心理士資格取得のための実習等の前に、こども性暴力防止法に基づく特定性犯罪前科の事実確認が行われる可能性があります。この手続で前科が確認された場合は、子どもと接する実習ができなくなり、実習先の選択に制限がかかることがあります。

公認理師資格や臨床心理士資格の取得を希望している方は、上記の内容を十分にご理解いただいた上で、出願（入学）をご検討ください。

また、入学手続の際や入学後に、本件に係る書類の提出を求める場合がありますので、予めご了承ください。

※「こども性暴力防止法」の詳細については、こども家庭庁のホームページをご確認ください。<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>